

令和2年6月16日
教 育 委 員 会

子ども読書プランについて

1 現状

平成27年7月に施行された「子ども読書活動推進条例」に基づき、現行の「子ども読書プラン（平成28年度～令和2年度）」では、「豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境の充実と子どもが楽しく自主的に本を手にする読書習慣の形成」を基本目標に、7施策36の取組みを推進している。

【資料1】現行の子ども読書プラン（概要版）

【資料2】現行の子ども読書プラン実施状況

2 次期「子ども読書プラン」の策定に向けた検討

現行の「子ども読書プラン」が今年度末で終了することから、次期「子ども読書プラン」の策定に向けた検討を行う。

検討に当たっては、

- ・子ども読書活動推進会議での検討（5月、8月、11月、1月）
- ・教育委員会会議での協議
- ・常任委員会への報告
- ・パブリックコメントの実施

などを経て、幅広く意見を聴取し、令和3年3月を目途に成案を取りまとめる予定である。

なお、5月に第1回子ども読書活動推進会議を書面にて開催した。

【資料3】推進会議での主な意見

【参考資料】子ども読書活動推進条例

現行の子ども読書プラン（概要版）

北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年7月3日施行）

《目的》

本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

《条例の骨子》

- ・「子ども読書活動推進計画」の策定
- ・「北九州市子ども読書活動推進会議」の設置
- ・子ども図書館の設置（学校図書館支援センター事業等の実施）
- ・学校図書館及び市立図書館の整備、充実
- ・家庭、地域、学校での取り組みと相互の連携

計画を策定するにあたって

- 平成18年度から計画を策定し、子どもの成長段階に応じた読書環境の充実に努めてきた結果、11の指標のうちほとんどは達成・改善しています。しかし、不読率など全国平均を下回る項目もあり、今後もさらに家庭・地域で読書活動の機運を高め、取り組みを進める必要があります。
- 子ども自身が「読書を楽しむ」と感じ、「読書をすることで何が得られるか」を理解しなければ、主体的に読書に取り組むことはできません。
- 子どもが読書の楽しさを感じ、読書を習慣とするためには、乳幼児期から家庭で子どもと保護者が共に読書を楽しむ環境が大切です。
- 中・高校生に対しては、図書館利用の目的（多様な趣味・関心、調べ学習など）に応じた対応や漫画をきっかけとした読書活動の取り組みを検討する必要があります。

36の具体的な取組み（☆は新規、★は重点）

- ★①はじめての絵本事業
- ★②家読の推進
 - ③早寝・早起き・朝ごはん・読書カード事業
- ★④読み聞かせの実施
 - ⑤学校や市立図書館以外における図書貸出
- ☆★⑥家庭教育学級における子どもの読書をテーマとする講座の開催
- ☆★⑦ワーク・ライフ・バランスの取り組みと連携した家庭の読書活動の推進
- ☆★⑧専門家による出前セミナーの実施 等

- ★⑨「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践
- ★⑩一斉読書の時間（10分間読書など）の推進
 - ⑪音読・暗唱の推進
- ☆★⑫学校の図書館資料の整備・充実
 - ⑬読書実践者・実践校等表彰
 - ⑭司書教諭の配置・育成
- ★⑮利用しやすい学校図書館の環境づくり 等

- ⑯「家読おすすめコーナー」の設置
- ⑰図書の推薦
- ⑱読書感想文の募集
- ★⑲子どもの読書活動に関する相談機能の充実
- ⑳誰もが利用しやすい市立図書館の環境づくり
- ㉑「ヤングアダルト向け図書コーナー」の充実
- ㉒読み聞かせボランティアの養成・活躍の場の提供
- ☆★㉓子ども図書館の整備
- ☆★㉔市立図書館への来館きっかけづくり 等

- ☆★㉕子育て関連施設における読書活動の支援
- ☆★㉖子育て関連施設における子どもの読書環境の充実 等

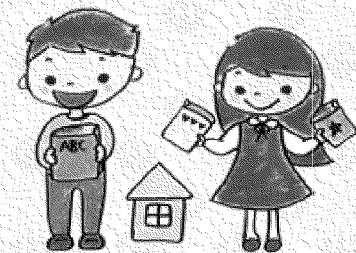
- ★㉗市立図書館と学校・子育て関連施設等が連携した読書活動への支援
 - ㉘読み聞かせボランティアの学校・子育て関連施設・市民センター等への情報提供
- ★㉙「子ども司書」の養成・活用
 - ㉚図書館司書の学校への派遣
- ☆★㉛文学館など関係施設・団体が行う各事業への相互協力 等

- ★㉜「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の広報
- ③読書活動の理解促進
- ★㉞絵本カーニバルの開催
- ③電子書籍の普及動向・活用に関する調査・研究 等

- ☆★㉟子ども読書会議の開催 等

基本目標

豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境の充実と
子どもが楽しく自主的に本を手にする読書習慣の形成



計画期間
平成28年度～平成32年度
対象者
おおむね18歳以下の子ども

基本方針

- ◆ 前計画から引き続き「不読率」の改善に取り組みます（読書をする子どもを増やします）
- ◆ 読書の量に加え質の向上を目指します（主体的に良質の本を読む子どもを増やします）
- ◆ 子どもの読書活動を取り巻く人材ネットワーク形成（子どもの読書を支える大人を増やします）

視 点

- 子どもの自主性、主体性を引き出しながら取り組みを進めます
- 読書の楽しさを伝え、読書への関心を高めます
- 子どもの発達段階に応じた支援を行います
- シビックプライドの醸成につながる読書活動を推進します

4つの活動方針

I 家庭、地域、学校、市立図書館、子育て関連施設における子どもの読書活動の推進

II 子どもの読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進

III 子ども読書活動の啓発・広報の推進

IV 子どもの主体的な読書活動の推進

7つの施策

1. 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

2. 学校における子どもの読書活動の推進

3. 市立図書館における子どもの読書活動の推進と人材育成

4. 子育て関連施設における子どもの読書活動の推進

5. 市立図書館と学校、市民センターその他関係施設の連携強化

6. 啓発・広報による意識向上

7. 主体的に読書に関わる子どもの育成、支援

現行の子ども読書プラン実施状況

《施策 1》 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）読書を全くしない児童生徒の割合（不読率）	小学 6年生	20.0%	22.7%	19.0%	20.7%	18.0%	指導第1課
		中学 3年生	37.5%	38.8%	36.0%	39.6%	35.0%	
②	はじめての絵本事業（ブックスタート事業）における絵本配布率		95%	99%	97%	99%	100%	中央図書館 子ども図書館
③	児童生徒の1か月あたり読書冊数	小学生	11.0冊	8.0冊	11.5冊	8.9冊	12.0冊	指導第1課
		中学生	3.8冊	2.3冊	3.9冊	2.2冊	4.0冊	
④	家庭教育学級における子どもの読書をテーマとする講座開催数		70回/年	90回/年	85回/年	77回/年	100回/年	市民文化 スポーツ局 生涯学習課

《施策 2》 学校における子どもの読書活動の推進

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	週に1回以上、一斉読書の時間（10分間読書など）を実施する学校の割合	小学校	100%	95.0% (124/131校)	100%	86.8% (112/129校)	100%	指導第1課
		中学校	50%	32.0% (20/62校)	50%	25.8% (16/62校)	50%	
②	学校司書（学校図書館職員）の配置		—	50人	56人	56人	63人	指導第1課
③	学校図書館における地域・郷土コーナーの設置	小学校	100%	100% (131/131校)	100%	100% (129/129校)	100%	指導第1課
		中学校	100%	100% (62/62校)	100%	100% (62/62校)	100%	

《施策 3》 市立図書館における子どもの読書活動の推進

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	市立図書館における子ども（18歳以下）1人あたりの貸出冊数		5.6冊	5.6冊	5.8冊	5.2冊	6.0冊	中央図書館 庶務課
②	読み聞かせボランティアバンクからの派遣件数		24件	33件	27件	(集計中)	30件	中央図書館 子ども図書館

《施策 4》 子育て関連施設における子どもの読書活動の推進

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」事業への認定こども園、幼稚園、保育所参加数		74施設	112施設	82施設	107施設	90施設	中央図書館 子ども図書館
②	子育て関連施設における市立図書館からの貸出文庫登録施設数		80施設	74施設	85施設	71施設	90施設	中央図書館 奉仕課

《施策 5》 市立図書館と学校、市民センターその他関係施設の連携強化

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館を全く利用しない児童生徒の割合	小学 6年生	32.0%	11.8%	31.0%	30.1%	30.0%	指導第1課
		中学 3年生	52.5%	27.9%	51.5%	49.7%	50.0%	
②	「学校貸出図書セット」利用学校数（延数）		88校	97校	94校	77校	100校	中央図書館 子ども図書館
③	市民センターにおける読み聞かせ実施館数		125館	118館	127館	110館	129館	市民文化 スポーツ局 生涯学習課

《施策 6》 啓発・広報による意識向上

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の実践率	小学生	44.0%	45.0%	47.0%	50.2%	50.0%	中央図書館 子ども図書館
		中学生	22.0%	16.2%	26.0%	18.9%	30.0%	

《施策 7》 主体的に読書に関わる子どもの育成、支援

	指標	区分	H30年度 目標値	H30年度 実績値	R元年度 目標値	R元年度 実績値	R2年度 目標値	担当課
①	読書が好きな児童生徒の割合	小学 6年生	77.0%	84.9%	78.5%	85.8%	80.0%	指導第1課
		中学 3年生	72.0%	67.3%	73.5%	63.7%	75.0%	

第 1 回子ども読書活動推進会議での主な意見

【施策 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進】

- ・学校、PTAと協力し、子ども図書館や地区図書館の見学や子ども達への図書館カードの普及ができると良い。

【施策 2 学校における子どもの読書活動の推進】

- ・読書の裾野を広げるためには、学校図書館のさらなる活用が必要。
- ・読書活動の推進には、学校図書館での調べ学習の活動を支援する取り組みが必要。学校総体で取り組む体制づくりを行っていくべき。
- ・「本」を介して、学校の枠を超えた児童生徒の意見交流の場が必要。
- ・学校で活動している読書ボランティアのネットワークづくりやスキルアップのための研修などが必要。

【施策 3 市立図書館における子どもの読書活動の推進】

- ・学校図書館職員（学校司書）と市立図書館の連携強化を図るべき。
- ・中学校での読書活動の推進を図るため、子ども図書館主催で「北九州版ビブリオバトル（書評合戦）」を開催してはどうか。
- ・図書館の利用に障害のある人（外国人等を含む）に対するきめ細かい対応が、図書館に求められている。
- ・読書郵便、ネット配信番組、デジター図書などの充実を図るべき。
- ・今後は、SNS（YouTubeなど）を活用した読み聞かせ動画の配信、紙書籍ではない電子書籍の貸出などの検討が必要ではないか。

【施策 4 子育て関連施設における子どもの読書活動の推進】

《特になし》

【施策 5 市立図書館と学校、市民センターその他関係施設の連携強化】

- ・学校貸出図書セットについて、多くの学校に利用してもらえるよう工夫を検討する必要がある。

【施策 6 啓発・広報による意識向上】

- ・「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」について、学校での認識が薄くなっている。継続するのであれば、さらなる啓発が必要。

【施策 7 主体的に読書に関わる子どもの育成、支援】

- ・読書の裾野を広げて行くには、同世代の友達が本を薦めるのが一番。
- ・受け身ではなく、子ども達自身が主役として活動に関わり、本当に子どもの読書習慣の形成に繋がる取組みに転換していく時期に来ている。

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成27年7月3日

条例第39号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 子ども読書活動推進計画(第6条—第8条)

第3章 子ども図書館(第9条・第10条)

第4章 家庭、地域及び学校の取組等(第11条—第14条)

第5章 学校図書館及び図書館の整備(第15条・第16条)

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議(第17条)

第7章 雑則(第18条・第19条)

付則

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成23年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第6条第1項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標

(2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項
(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。
(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ること努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定

(2) 学校図書館の常時開館

(3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 図書及び資料の整備

(2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備

(3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

- 2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
 - (2) 推進計画に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項
- 3 推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。
- 6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。

- 2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)